

「外部サービス利用型特定施設」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2871600900 号)

当施設は、ご契約者に対し、養護老人ホーム北淡荘が指定を受けて行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千鳥会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県淡路市大町畑字丈尺 597 番地 4 |
| (3) 電話番号 | 0799-62-5100 |
| (4) F A X | 0799-62-5530 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 吉村 秀樹 |
| (6) 設立年月日 | 平成 4 年 4 月 1 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 8476, 31 m ² |
| (3) 併設事業 | |
| 事業の種類 | 兵庫県知事の事業者指定 |
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームゆうらぎ |
| 短期入所生活介護事業 | 特別養護老人ホームゆうらぎ |
| 通所介護事業 | ゆうらぎデイサービスセンター |
| 訪問介護ステーション | ゆうらぎ訪問介護ステーション |

(4) 施設の周辺環境

淡路島は古くから風光明媚な海と山に囲まれ、万葉の時代にはその美しさが詩歌にも歌われたほどです。中でも、淡路島西北端に位置する当施設は、一年を通して播磨灘に沈む夕日を見ることのできる絶景の場所であり、四季の移り変わりも肌で感じることのできる自然豊かなところにあります。

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所
平成 19 年 3 月 26 日・兵庫県指定 第 2871600900 号
- (2) 施設の目的 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所は、介護保険法令に従い、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入居者と契約を結んだ上で、外部のサービス業者（以下、「受託居宅サービス事業所」という）に訪問介護、訪問看護、通所介護等の居宅介護サービスのサービス提供を委託する形態で、要介護状態等になった場合においても、施設入所者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたって援助を行い、その人らしい生活を継続していけるよう支援することを目的としています。
- (3) 施設の名称養護老人ホーム北淡荘 特定施設入居者生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 兵庫県淡路市育波字西地 558 番地 2
交通機関
車でのご利用の場合 北淡 I C から車で 1 分
バスをご利用の場合 高速バス乗り場「北淡インター」から
徒歩 10 分
淡路交通「北淡診療所前」から徒歩 1 分
- (5) 電話番号 (0799) - 84 - 1717
FAX 番号 (0799) - 84 - 0029
- (6) 施設長（管理者）氏名 山田 正司

(7) 当施設の運営方針

○ 理念

- 1. 福祉はいつでも全ての人のために
- 1. 個人の尊厳の保持
- 1. 地域に貢献できる事業の提供
- 1. 社会資源の効果的な利用で自己実現を目指す
- 1. 専門性を高める教育・研修の充実

○ 基本方針

- 1. 地域福祉に関する機能や役割を担います
- 1. 利用者に信頼されるよう高品質のサービスを提供します
- 1. 利用者の主体的参加が得られるサービスメニューの展開と実施を目指します

- サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

- 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設年月 平成19年3月26日

(9) 入所定員 150名（内特定施設定員 60名）

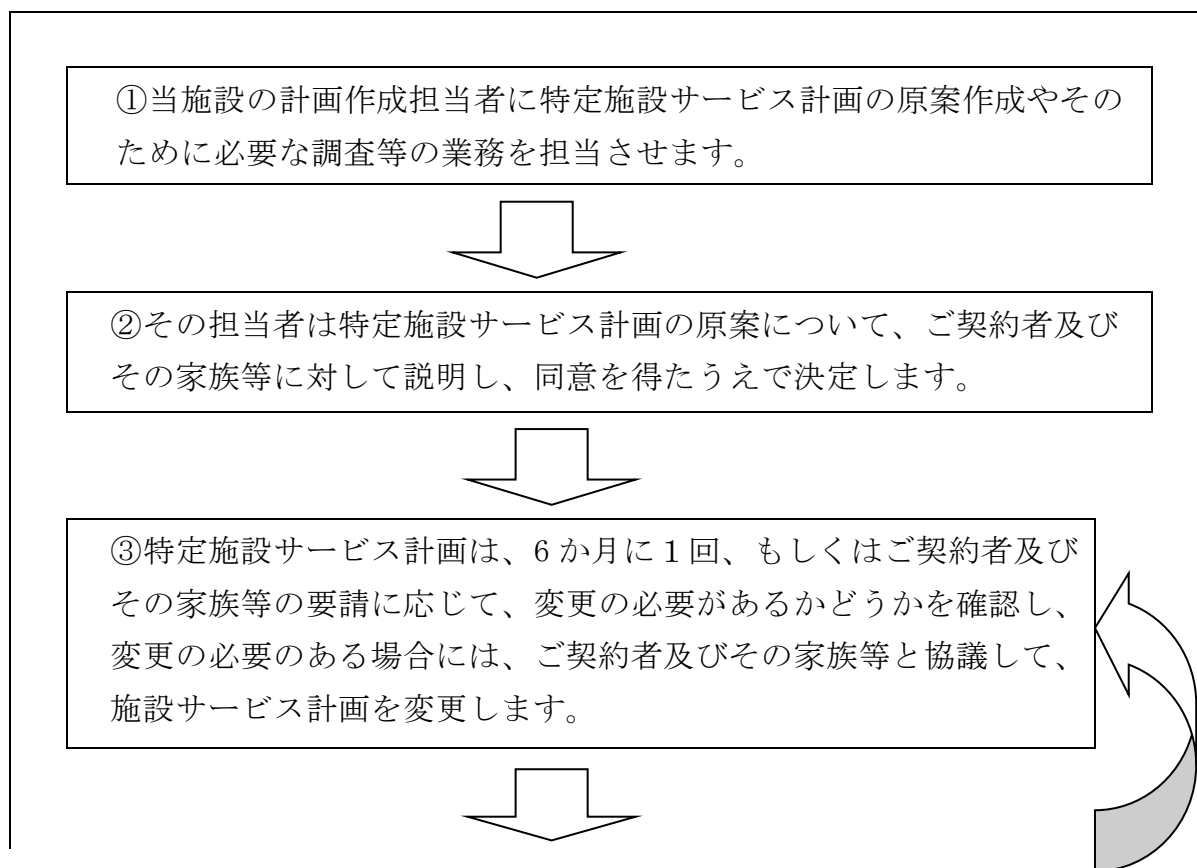
4. 施設利用対象者

- (1) 特定施設サービスを利用できる方は、養護老人ホーム北淡荘入所者になります。養護老人ホームに入所されている方は、特定施設に入居するにあたっての契約は必要ありません。
- (2) 入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果「要介護 1～5」と認定された方が介護サービスを受ける対象となります。
- (3) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを利用するにあたり、ご利用者と施設との間で、包括契約を締結するものとします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



④特定施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名	1名
4. 介護職員	6名	6名	6名
6. 計画作成担当者	1名	1名	1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

〈配置職員の職務〉

管理者

…施設の業務を統括します。管理者に事故あるときは、あらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行します。

生活相談員

…ご契約者の契約手続き、日常生活上の相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図りケアプランにつなげます。

介護職員

…ご契約者の安否確認・日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

計画作成担当者

…ご契約者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、実施状況を把握し、必要があれば計画を変更し契約者の満足度を確保します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

施設が提供するサービスについては、下記の通りです。

- (1) 生活相談・安否確認・緊急時対応並びに計画作成等の基本サービス。
- (2) 入浴、排泄、食事その他の介護を行う外部事業所利用サービス。

当施設では、ご契約者の日常生活全般の状況を把握した上で、ご希望を取り入れながら特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、その内容をご利用者及び家族の方にご説明いたします。

(外部サービスを委託する受託居宅サービス事業所)

サービスの種類	事業所名
訪問介護	ゆうらぎ訪問介護ステーション
通所介護	ゆうらぎデイサービスセンター 佐野デイサービスセンター 津名デイサービスセンター 千鳥会デイサービスセンターほほえみ
訪問看護	順心会訪問看護ステーション淡路
訪問リハビリテーション	東浦平成病院
福祉用具貸与	前山医療器 千鳥会福祉用具貸与事業所

〈サービス利用料金〉

- (1) 介護保険給付対象のサービスについては、別紙の料金表のとおりとします。
- (2) 介護保険給付対象外のサービスとして、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者負担が適当と認められるものについては実費を徴収させていただきます。

〈利用の中止や変更〉

ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。
この場合は、利用予定日の前日までに、施設に連絡してください。

〈利用料金の支払い方法〉

毎月 25 日迄(25 日が休日の場合は、翌日)に前月分の請求額をお支払いいただきます。

(加算)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	① 介護福祉士を 70%以上配置した場合に加算 ② 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上配置した場合に加算	22 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士 60%以上配置した場合に加算	18 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	勤続 7 年以上の職員を 30%以上配置した場合に加算	6 単位/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬改定に伴い、介護職員等の賃金改善等を主とし交付金から介護報酬に移行し介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善等に充てる。 技能・経験のある介護職員等の処遇改善等を目的に介護報酬をさらに加算します。	所定単位数に 12.2%加算

(減算)

身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等のさらなる適正化のための指針を整備し、記録、会議、研修等が行われていない時に減算する。	10%/日減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合。	-1/100/日
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。	-3/100/日

8. サービスの利用方法

(1) サービスの開始について

当施設のサービスの利用については、施設の職員に相談してください。

(2) サービスの終了について

① 契約書第 13 条の規定により、利用される方の都合により終了する場合は、

サービス終了希望日の7日前までに文書でお申し出てください。

- ② 契約書第14条の規定により、施設（事業者）の都合で終了する場合は、終了の7日前までに文書で通知いたします。
- ③ ご利用者が、死亡された場合、長期入院や介護保健施設へ入所された場合。
- ④ 要介護認定区分が非該当と判定された場合は、自動的にサービス終了となります。

9. 苦情の受付について(契約書第9条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔担当者〕 鹿瀬 直樹
〔職 名〕 施設課長兼主任生活相談員
受付時間 毎週月曜日～金曜 (8:30～17:30)

○苦情解決責任者

〔氏 名〕 山田 正司
〔職 名〕 管理者（施設長）

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
淡路市役所健康福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 FAX番号 (0799) 64-2529 受付時間 9:00～17:15 月～金
第三者委員名 川端 英樹	所在地 淡路市志筑3111番地67 電話番号 (0799) 62-3206 FAX番号 (0799) 62-5290

	受付時間 9:00～17:15 月～金
第三者委員名 仲野 和美	所在地 淡路市佐野2023番地5 電話番号 (0799) 65-0055 FAX番号 (0799) 65-0055 受付時間 9:00～17:15 月～金

10. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

11. 契約者の義務について

契約者は、施設をその本来の用途に従って、利用するための注意義務を実行するものとします。また、契約者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。（契約書第 10 条参照）

12. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について(契約書第 16 条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

② 契約者（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

14. 災害時の対応について

- (1) ひょうご福祉サービス総合保障制度という損害保険に加入しています。損害保険の補償内容等は事務所にて閲覧することができます。

- (2) 非常災害時の対応に備えて、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、施設は日常的に具体的な対処方法・避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指示・指揮を行います。また、非常火災時には別途定める消防計画に沿って対応を行います。

「外部サービス利用型特定施設 重要事項説明書」 同意書

西暦 年 月 日

特定施設入居者生活介護事業所での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム北淡荘 特定施設入居者生活介護事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 兵庫県淡路市育波 558-2 北淡荘

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わり署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

特定施設入所者生活介護契約書

利用者_____（以下「甲」という。）と社会福祉法人 千鳥会（以下「乙」という。）とは、乙が運営する特定施設 養護老人ホーム北淡荘（以下「本施設」という。）の特定施設入所者生活介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設入所者生活介護サービスを提供します。

2 乙は、特定施設入所者生活介護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第2条 この契約書の契約期間は、契約日から西暦_____年__月__日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌

日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、特定施設入所者生活介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(特定施設サービス計画の作成・変更)

第4条 乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、特定施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう本施設の他の従業者と協議の上、その同意を得るものとします。

3 特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、特定施設入所者生活介護サービスの内容、特定施設入所者生活介護サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する特定施設入所者生活介護サービスの目的に従い、特定施設サービス計画の変更を行います。

- 一 甲の心身の状況等の変化により、当該特定施設サービス計画を変更する必要がある場合
- 二 甲が特定施設サービス計画の変更を希望する場合

5 乙は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

(特定施設入所者生活介護サービス内容及びその提供)

第5条 乙は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、甲に対し特定施設入所者生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。

3 乙は、甲の特定施設入所者生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

（介護の場所）

第7条 乙は、甲のより適切な介護のため必要とする場合には、静養室において甲を介護します。

2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聴いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかつたときは、事後速やかに医師の意見を聴き、適切な措置をとります。

3 乙は、第1項の判断に際し、甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）の意見を聴くこととします。

（協力義務）

第8条 甲は、乙が甲のため特定施設入所者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した特定施設入

所者生活介護サービスについて甲及びその後見人、家族又は身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲及びその後見人、家族又は身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(緊急時の対応)

第10条 乙は、現に特定施設入所者生活介護サービスの提供を行っているときに甲の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医又は本施設の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第11条 乙が提供する特定施設入所者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、7日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2カ月以上滞納したとき。
- 二 甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったとき

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が、要介護認定を受けられなかったとき。
- 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 四 第16条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲と乙との間で、施設入居・利用契約が終了したとき。
- 七 甲が、死亡したとき。

(損害賠償)

第16条 乙は、特定施設入所者生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第18条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

- 一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

西暦 年 月 日

甲 氏名

乙 施設 養護老人ホーム 北淡荘

住所 兵庫県淡路市育波 558-2 北淡荘

法人名 社会福祉法人 千鳥会

代表者氏名 理事長 吉村 秀樹

私は、甲が乙から本契約書の説明を受け、特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名

印

(続柄

)

外部利用型特定施設利用単位

様式-養護-47-W-15-30

2025/4/1

区分支給限度額基準額	要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	限度額	16,355	18,362	20,490	22,435	24,533

外部特定施設生活介護	要介護度		単位数	備考
	要介護 1～要介護 5		84	1日につき

<加算>

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	勤続7年以上の職員を30%以上配置した場合に加算	6単位/日
-----------------	--------------------------	-------

※介護報酬改定に伴い、基本報酬の金額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ(12.2%)を加算します。

※介護職員等処遇改善加算…介護職員等の賃金改善を主とし介護職員等の賃金改善等に充てる目的とするものです。

<減算>

身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等のさらなる適正化のための指針を整備し、記録、会議、研修等が行われていない時に減算する。	10%/日減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合。	-1/100
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。	-3/100

<外部委託サービス>

単位数/1回毎

利用時間	外部通所介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
7時間以上 8時間未満	通常規模型	592	699	810	921	1033
6時間以上 7時間未満	通常規模型	526	620	716	811	907
5時間以上 6時間未満	通常規模型	513	606	699	792	886
4時間以上 5時間未満	通常規模型	349	400	452	504	555
3時間以上 4時間未満	通常規模型	333	381	431	480	529
2時間以上 3時間未満	通常規模型	244	280	316	353	389

外部訪問介護	身体介護	単位数	生活援助	単位数
	身体介護 1(15分未満)	94	生活援助 1(15分未満)	48
	身体介護 2(30分未満)	189	生活援助 2(30分未満)	94

	身体介護 3(45分未満)	256	生活援助 3(45分未満)	142
	身体介護 4(60分未満)	341	生活援助 4(60分未満)	190

	時間	単位数	備考
外部訪問看護	20分未満	283	1回につき
	30分未満	424	
	30分以上 60分未満	741	
	60分以上 90分未満	1015	

	時間	単位数	備考
外部訪問リハビリテーション	20分	277	1回につき
外部福祉用具貸与	車いす・車いす付属品・特殊寝台・ 特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・ 体位変換器・手すり・スロープ・ 歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊感 知・動用リフト・自動排泄処理装置		各設定単位数 ／1ヶ月

* 上記の単位数に10.0を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載された割合(1割または2割、又は3割)が利用金額となります。尚、利用金額については収入に応じた支弁割合となります。

「外部サービス利用型介護予防特定施設」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2871600900 号)

当施設は、ご契約者に対し、養護老人ホーム北淡荘が指定を受けて行う外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護によるサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 千鳥会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県淡路市大町畑字丈尺 597 番地 4 |
| (3) 電話番号 | 0799-62-5100 |
| (4) F A X | 0799-62-5530 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 吉村 秀樹 |
| (6) 設立年月日 | 平成 4 年 4 月 1 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 8476, 31 m ² |
| (3) 併設事業 | |
| 事業の種類 | 兵庫県知事の事業者指定 |
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームゆうらぎ |
| 短期入所生活介護事業 | 特別養護老人ホームゆうらぎ |
| 通所介護事業 | ゆうらぎデイサービスセンター |
| 訪問介護ステーション | ゆうらぎ訪問介護ステーション |

(4) 施設の周辺環境

淡路島は古くから風光明媚な海と山に囲まれ、万葉の時代にはその美しさが詩歌にも歌われたほどです。中でも、淡路島西北端に位置する当施設は、一年を通して播磨灘に沈む夕日を見ることのできる絶景の場所であり、四季の移り変わりも肌で感じることのできる自然豊かなところにあります。

3. ご利用施設

- (2) 施設の種類 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所
平成 19 年 3 月 26 日・兵庫県指定 第 2871600900 号
- (2) 施設の目的 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所は、介護保険法令に従い、養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入居者と契約を結んだ上で、外部のサービス業者（以下、「受託居宅サービス事業所」という）に訪問介護、訪問看護、通所介護等の居宅介護サービスのサービス提供を委託する形態で、要介護状態等になった場合においても、施設入所者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたって援助を行い、その人らしい生活を継続していけるよう支援することを目的としています。
- (3) 施設の名称 養護老人ホーム北淡荘 特定施設入居者生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 兵庫県淡路市育波字西地 558 番地 2
交通機関
車でのご利用の場合 北淡 I C から車で 1 分
バスをご利用の場合 高速バス乗り場「北淡インター」から
徒歩 10 分
淡路交通「北淡診療所前」から徒歩 1 分
- (5) 電話番号 (0799) - 84 - 1717
FAX 番号 (0799) - 84 - 0029
- (6) 施設長（管理者）氏名 山田 正司
- (8) 当施設の運営方針
○ 理念
1. 福祉はいつでも全ての人のために

- 1. 個人の尊厳の保持
- 1. 地域に貢献できる事業の提供
- 1. 社会資源の効果的な利用で自己実現を目指す
- 1. 専門性を高める教育・研修の充実
- 基本方針
 - 1. 地域福祉に関する機能や役割を担います
 - 1. 利用者に信頼されるよう高品質のサービスを提供します
 - 1. 利用者の主体的参加が得られるサービスメニューの展開と実施を目指します
- サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設年月 平成19年3月26日

(9) 入所定員 150名（内特定施設定員 60名）

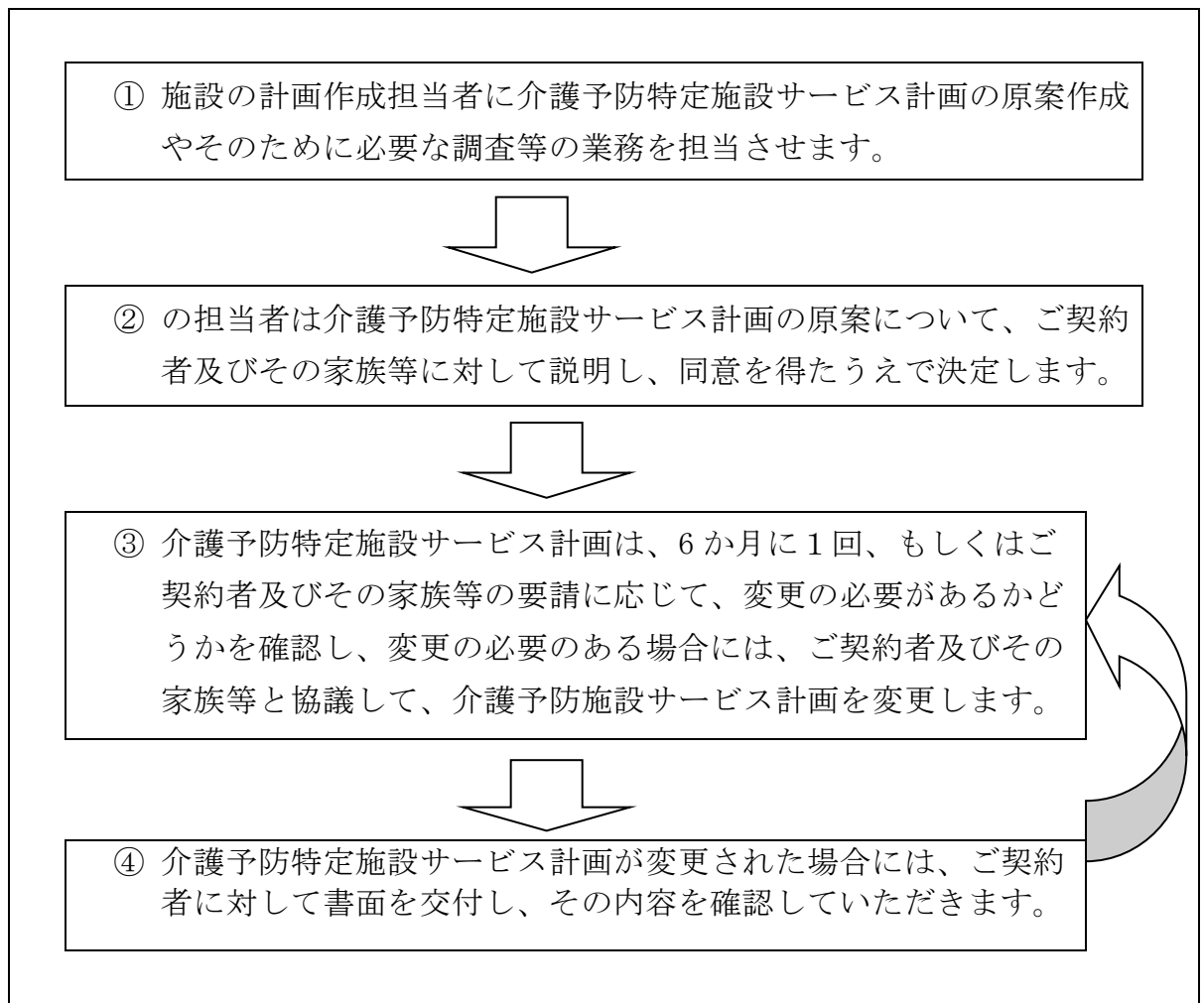
4. 施設利用対象者

- (4) 介護予防特定施設サービスを利用できる方は、養護老人ホーム北淡荘入所者になります。養護老人ホームに入所されている方は、介護予防特定施設に入居するにあたっての契約は必要ありません。
- (5) 入居者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果「要支援 1～2」と認定された方が介護予防サービスを受ける対象となります。
- (6) 外部サービス利用型特定介護予防施設入居者生活介護によるサービスを利用するにあたり、ご利用者と施設との間で、包括契約を締結するものとします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「介護予防特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「介護予防特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名	1名
3. 生活相談員	1名	1名	1名
4. 介護職員	6名	6名	6名
6. 計画作成担当者	1名	1名	1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

〈配置職員の職務〉

管 理 者

…施設の業務を統括します。管理者に事故あるときは、あらかじめ定めた職員が管理者の職務を代行します。

生活相談員

…ご契約者の契約手続き、日常生活上の相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図りケアプランにつなげます。

介護職員

…ご契約者の安否確認・日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

計画作成担当者

…ご契約者に係る介護予防特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、実施状況を把握し、必要があれば計画を変更し契約者の満足度を確保します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

施設が提供するサービスについては、下記の通りです。

- (3) 生活相談・安否確認・緊急時対応並びに計画作成等の基本サービス。
- (4) 入浴、排泄、食事その他の介護を行う外部事業所利用サービス。

当施設では、ご契約者の日常生活全般の状況を把握した上で、ご希望を取

り入れながら介護予防特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、その内容をご利用者及び家族の方にご説明いたします。

（外部サービスを委託する受託居宅サービス事業所）

サービスの種類	事業所名
予防通所介護	ゆうらぎデイサービスセンター 佐野デイサービスセンター 津名デイサービスセンター 千鳥会デイサービスセンターほほえみ
福祉用具貸与	前山医療器 千鳥会福祉用具貸与事業所

〈サービス利用料金〉

- (1) 介護保険給付対象のサービスについては、別紙の料金表のとおりとします。
- (2) 介護保険給付対象外のサービスとして、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者負担が適当と認められるものについては実費を徴収させていただきます。

〈利用の中止や変更〉

ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。
この場合は、利用予定日の前日までに、施設に連絡してください。

〈利用料金の支払い方法〉

毎月 25 日迄(25 日が休日の場合は、翌日)に前月分の請求額をお支払いいただきます。

（ 加算 ）

サービス提供体制強化加算(I)	① 介護福祉士を 70%以上配置した場合に加算 ② 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上配置した場合に加算	22 単位/日
-----------------	--	---------

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士 60%以上配置した場合に加算	18 単位/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	勤続7年以上の職員を30%以上配置した場合に加算	6 単位/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の賃金改善を主とし交付金から介護報酬に移行し介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる。技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に介護報酬をさらに加算する。	所定単位数の12.2%加算

8. サービスの利用方法

(1) サービスの開始について

当施設のサービスの利用については、施設の職員に相談してください。

(2) サービスの終了について

- ⑤ 契約書第13条の規定により、利用される方の都合により終了する場合は、サービス終了希望日の7日前までに文書でお申し出てください。
- ⑥ 契約書第14条の規定により、施設（事業者）の都合で終了する場合は、終了の7日前までに文書で通知いたします。
- ⑦ ご利用者が、死亡された場合、長期入院や介護保健施設へ入所された場合。
- ⑧ 要支援認定区分が非該当と判定された場合は、自動的にサービス終了となります。

9. 苦情の受付について(契約書第9条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(担当者) 鹿瀬 直樹

[職名] 施設課長兼主任生活相談員

受付時間 毎週月曜日～金曜 (8:30～17:30)

○苦情解決責任者

[氏名] 山田 正司

[職名] 管理者(施設長)

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
淡路市役所健康福祉部長寿介護課介護保険係	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799) 64-0001 FAX番号 (0799) 64-2529 受付時間 9:00~17:15 月~金
第三者委員名 川端 英樹	所在地 淡路市志筑3111番地67 電話番号 (0799) 62-3206 FAX番号 (0799) 62-5290 受付時間 9:00~17:15 月~金
第三者委員名 仲野 和美	所在地 淡路市佐野2023番地5 電話番号 (0799) 65-0055 FAX番号 (0799) 65-0055 受付時間 9:00~17:15 月~金

10. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに、要支援認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

11. 契約者の義務について

契約者は、施設をその本来の用途に従って、利用するための注意義務を実行するものとします。また、契約者の過失等により、賠償義務が生じた場合は、復旧のための費用等を負担するものとします。（契約書第10条参照）

12. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について(契約書第16条参照)

(1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合

には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

⑤ 契約者（その家族、身元引受人も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

⑥ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

⑦ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1.4. 災害時の対応について

(1) ひょうご福祉サービス総合保障制度という損害保険に加入しています。損害保険の補償内容等は事務所にて閲覧することができます。

(2) 非常災害時の対応に備えて、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生

した場合には職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、施設は日常的に具体的な対処方法・避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指示・指揮を行います。また、非常火災時には別途定める消防計画に沿って対応を行います。

「外部サービス利用型介護予防特定施設 重要事項説明書」 同意書

西暦 年 月 日

様式－養護－47－W－15－30

2025/4/1

介護予防特定施設入居者生活介護事業所での入所サービスの提供に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

養護老人ホーム北淡荘 介護予防特定施設入居者生活介護事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印 _____

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防特定施設入
居者生活介護によるサービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 兵庫県淡路市育波 558-2 北淡荘

氏名 _____ 印 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、介護予防特定施設入居者生活介
護によるサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代
わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

契約者との続柄 _____

介護予防特定施設入所者生活介護契約書

利用者 _____（以下「甲」という。）と社会福祉法人 千鳥会（以下
「乙」という。）とは、乙が運営する特定施設 養護老人ホーム北淡荘（以下「本施設」

様式-養護-47-W-15-30

2025/4/1

という。)の介護予防特定施設入所者生活介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設入所者生活介護サービスを提供します。

2 乙は、介護予防特定施設入所者生活介護サービスの提供にあたっては、甲の要支援状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、契約日から西暦_____年__月__日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日までとします

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要支援認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第3条 乙の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、介護予防特定施設入所者生活介護サービスの内容等)、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(介護予防特定施設サービス計画の作成・変更)

第4条 乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための介護予防特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務を誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。

2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、介護予防特定施設サービス計画案を作成し、それを甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、甲が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう本施設の他の従業者と協議の上、その同意を得るものとします。

3 介護予防特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、介護予防特定施設入所者生活介護サービスの内容、介護予防特定施設入所者生活介護サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。

4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する介護予防特定施設入所者生活介護サービスの目的に従い、介護予防特定施設サービス計画の変更を行います。

一 甲の心身の状況等の変化により、当該介護予防特定施設サービス計画を変更する必要がある場合

二 甲が介護予防特定施設サービス計画の変更を希望する場合

5 乙は、前項に定める介護予防特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

(介護予防特定施設入所者生活介護サービス内容及びその提供)

第5条 乙は、前条により作成された介護予防特定施設サービス計画に基づき、甲に対し介護予防特定施設入所者生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための介護予防特定施設サービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護予防サービスを提供します。

3 乙は、甲の介護予防特定施設入所者生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

（介護の場所）

第7条 乙は、甲のより適切な介護のため必要とする場合には、静養室において甲を介護します。

2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聴いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかつたときは、事後速やかに医師の意見を聴き、適切な措置をとります。

3 乙は、第1項の判断に際し、甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）の意見を聴くこととします。

（協力義務）

第8条 甲は、乙が甲のため介護予防特定施設入所者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した介護予防特定施設入所者生活介護サービスについて甲及びその後見人、家族又は身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲及びその後見人、家族又は身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第10条 乙は、現に介護予防特定施設入所者生活介護サービスの提供を行っているときに甲の容態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに甲の主治医又は本施設

の協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

- 第11条 乙が提供する介護予防特定施設入所者生活介護サービスの要支援状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、施設サービスの要支援状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(秘密保持)

- 第12条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲及びその後見人、家族又は身元引受人に関する情報を提供する必要がある場合には、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

(甲の解除権)

- 第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、7日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2カ月以上滞納したとき。

二 甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったとき

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

（契約の終了）

第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が、要支援認定を受けられなかったとき。

二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。

四 第16条に基づき、乙が契約を解除したとき。

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。

六 甲と乙との間で、施設入居・利用契約が終了したとき。

七 甲が、死亡したとき。

（損害賠償）

第16条 乙は、介護予防特定施設入所者生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(身元引受人)

第18条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は次の責任を負います。

一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

西暦 年 月 日

甲 氏 名 印

乙 施 設 養護老人ホーム 北淡荘
住 所 兵庫県淡路市育波 558-2 北淡荘
法人名 社会福祉法人 千鳥会
代表者氏名 理事長 吉村 秀樹 印

私は、甲が乙から本契約書の説明を受け、介護予防特定施設入居者生活介護によるサービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住 所
氏 名 印
(続柄)

外部利用型介護予防特定施設利用単位

区分支給限度額基準額	予防	単位数
	要支援1	5032
	要支援2	10531

外部介護予防通所介護	予防	単位数	備考
	要支援1	1511	1月につき
	要支援2	3099	

外部介護予防 特定施設生活介護	要介護度	単位数	備考
	要支援1～要支援2	57	1日につき
外部介護予防 福祉用具貸与	車イス・車イス付属品・ 特殊寝台・ 特殊寝台付属品・ 床ずれ防止用具・ 体位変換機・手すり・ スロープ・歩行器・ 歩行補助つえ・ 認知症老人徘徊感知 器・移動用リフト・ 自動排泄処理装置	各設定単位数／1ヵ月	<減算>

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合。	-1/100/日
業務継続計画未策定減算	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。	-3/100/日

遇改善加算・・・介護職員等の賃金改善等を主とし交付金から介護報酬に移行し介護サービスに従

事する介護職員等の賃金改善等に充てる事を目的とするものです。

※上記の金額の他に【介護職員等処遇改善加算Ⅱ】(12.2%)を加算します。

* 上記の単位数に地域加算(10.0)を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載された割合(1割または2割、又は3割)が利用料金となります。

尚、ご利用の金額については収入に応じた支弁割合となります。